

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、八幡浜市職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を含む。）（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、市の事務又は事業を執行するに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、市の事務又は事業を執行するに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。これに当たり、職員は、別に定める対応のしおりに留意するものとする。

(管理監督者の責務及び相談体制)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員（以下「管理監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう努めるとともに、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、管理し、又は監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理監督者は、障害者及びその家族その他の関係者等（以下「障害者等」という。）から職員による不当な差別的取扱い、又は合理的配慮をしないことに対する相談等があった場合は、相談者から相談の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し、障害を理由とする差別があると認めるときは、担当課は人事担当部署と連携、協調して、速やかに是正措置及び再発防止策等をとるなど適切に対応するものとする。

3 相談等は、原則として当該事務事業を所管する課等（以下「所管課等」という。）が受けるものとする。ただし、障害者等が所管課等に相談し難い等、特別の理由があると認める場合は、市民福祉部社会福祉課が相談を受け、所管課等と対応について調整する。また、市民福祉部社会福祉課は、必要に応じて管理監督者及び担当課からの相談に応ずるものとする。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮をしない場合は、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当したものとして、懲戒処分等を行うことがある。

(研修及び啓発)

第7条 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者は障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項

について理解するため、新たに管理監督者となった者は障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解するため、前項の研修を受講するよう努めなければならない。

- 3 管理監督者は、その管理し、又は監督する職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に対して適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図るものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

##### (検討等)

- 2 市長は、国が法令等に基づき策定する差別解消の推進に関する基本方針や障害を理由とした差別に関する相談事例等を踏まえ、この要領の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。